

共済関係の成立に関する留意事項

(1) 告知義務と通知義務

加入申し込み時には、申し込み内容について事実を正確に記載していただく「告知義務」が生じます。告知義務とは、加入申込書に記載されている内容について事実と相違が無いこと、既に事故が生じているものでないこと、又はその事故の原因が生じているものでないこと等を正しく申告していただくことです。また、共済関係成立後に記載された内容に変更があった場合は、遅滞なくNOSAIに通知していただく「通知義務」があります。

このとき、正しい申告や通知のない場合はこの契約を解除し、共済金をお支払い出来ないことがありますので、記載箇所のご確認をお願いします。

また、引受変更に伴う追加掛金が、納期限までに納入されない場合にも共済金をお支払い出来ないことがありますので、期限内納入をお願いします。

(2) 重大事由による共済関係の解除

次のことがあった場合には共済関係を解除し、共済金をお支払い出来ないことがあります。

- ① 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合。
- ② 共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとした場合。
- ③ NOSAIが共済加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続が困難となる重大な事由があった場合。

(3) 損害防止義務

加入者の皆様には、共済目的について通常の管理や、事故が発生したとき、またはその原因が生じたときには、損害の防止またはその軽減に努める等の損害防止義務があります。損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

(4) 解除等における共済掛金等の取扱い

(1)、(2)、(3)の事象が発生した場合、共済掛金等に係る返戻金は発生いたしませんのでご了承願います。

共済関係成立後に交付する加入承諾書で、加入内容のご確認をお願いします。

- ① 申し込みいただいた内容
- ② 契約後に通知が必要な事項
- ③ 補償対象となる共済事故の一覧

金融サービス提供法に係る重要事項

農家の皆様へ

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・連合会・国の3段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを取っておりますが、次のような場合には、共済金の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがあります。

- (1) 通常すべき栽培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合。
- (2) 加入申し込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合。
- (3) 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込が遅れた場合。
- (4) 組合への損害通知を怠り、また、重大な過失等不実の通知をした場合。
- (5) 組合の財政状況によっては、共済金としてお支払いする金額が削減されることがあります。

※この重要事項は、加入申込書の提出をもって、ご了承いただく旨よりしくお願いいたします。

個人情報の取扱いについて

加入者様から知り得た個人情報は、農業共済事業における引受・損害評価・損害防止及び加入推進等に利用し、他の目的には使用いたしません。

個人情報については厳重に管理し、加入者様からあらかじめ同意をいただいた上、法令に基づく場合及び利用目的の達成に必要な範囲内において連合会を含む関係機関との共同利用をする場合等を除き、お預かりした個人情報は第三者に提供いたしません。

お申し込み・お問い合わせは、お近くの農業共済組合又は各支所へ

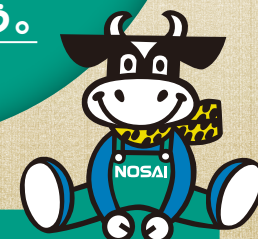
組合名	本支所名	電話番号	組合名	支所名	電話番号
いばらき 広域	本所	029-350-8815	鹿行	—	0299-90-4000
	水戸支所	029-306-6720	茨城県西	代表	0296-30-2900
	笠間支所	0296-72-7321	茨城県農業共済組合連合会	損防果樹課	0296-30-2914
	常陸太田支所	0294-72-6227		住所：水戸市小吹町942	
	つくば支所	029-839-0160		電話番号：029-215-8881（代表）	
				HPアドレス： https://www.nosai-ibaraki.or.jp/	

2025.12作成（令和8年産用）



果樹共済なし

近年、台風や
降ひょうなどによる
自然災害が多発しています。
今後起こりうる自然災害に
備え、果樹共済や
収入保険などの農業保険に
加入しましょう。



口座振替のお願い

NOSAIでは、共済掛金等の納入は原則、口座振替となっております。口座振替の申し込みは簡単な手続きで手数料もかかりません。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

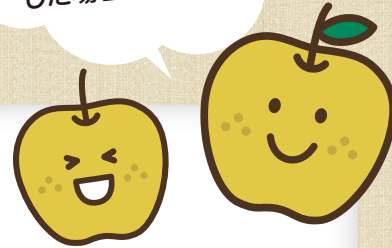
農業共済組合・茨城県農業共済組合連合会

果樹共済

果樹共済に加入しましょう！

掛金の
約50%を
国が負担します。

自然災害等で、収穫量が減収
した場合に補償します。



半相殺減収総合短縮方式

加入条件 栽培している園地すべてを加入する必要があります。

加入資格 類区分ごとに5a以上の栽培面積を有している農業者が対象となります。

**補償期間
(責任期間)**



加入できる品種

- 1 類 (早生) 幸水、新水、愛甘水、長寿、筑水、多摩
- 2 類 (中生) 豊水、あきづき、新星、恵水、二十世紀、長十郎、南水、秀玉
- 3 類 (晩生) 新高、にっこり、新興、秀峰、塚原、秋峰、甘太

対象となる災害



支払開始割合 **3割～5割** 類区分ごとに果実の減収が基準収穫量の3割～5割を超えた場合、支払の対象になります。

補償割合 **4割～7割** 4割～7割の間で補償割合を選択していただきます。

✓ 共済金額 (補償額)

共済金額 = 標準収穫量 × 1kg当たりの価額 × 補償割合

標準収穫量 品種・樹齢に応じて算定した標準的な収穫量となります。

1kg当たりの価額 過去一定年間における果実の平均価格を基礎に農林水産省で算定します。

補償割合 4～7割の間で選択していただきます。

✓ 農家負担掛金

農家負担掛金 = 共済金額 × 掛金率※1 × (1 - 防災施設割引率) - 国の負担金(約50%)

※1 掛金率：類区分ごとの過去の被害率に応じて毎年掛金率(危険段階別共済掛金率)を算定します。

⚠ 農家負担掛金の他に事務費賦課金をご負担いただきます。

■ 防災施設割引

防災施設の設置状況に応じて
掛金を引きいたします。

ネット				(%)	
防鳥	防風	防ひょう	多目的	防霜ファン	防蛾灯
5	5	30	40	5	5

✓ 支払共済金

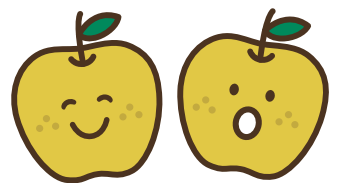
損害割合 = 減収量 ÷ 基準収穫量

■ **基準収穫量**：平年収量等を基礎として園地ごとに定めた収穫量となります。

■ **支払割合**：類区分ごとの減収量により損害割合を算出し、その損害割合に応じて算定します。

(%)								
損害割合	31	40	50	60	70	80	90	100
支払割合	1	14	29	43	57	71	86	100

支払共済金 = 共済金額(補償額) × 支払割合



✓ 分割評価

果樹栽培は適切な管理が重要です。肥培管理の粗放や病虫害防除の不適切など共済事故以外の原因による減収等は支払い対象として扱わず、分割して評価します。

■ **栽培環境・整枝剪定**：植栽状況、間伐の適否、日当たりのよい園地かどうか等

■ **着果管理**：適切な着果数、着果のムラ等

■ **病虫害防除**：適時に有効な薬剤散布が行われたか等

■ **土壌管理**：施肥、除草等が適切か

■ **特別分割**：自己都合による管理不行き届き等、上記分割に上乗せが必要な場合

その他の方式

● 全相殺方式

JA等の出荷資料もしくは青色申告書等により農家単位の収穫量を把握し、減収量が基準収穫量の2割～4割(支払開始割合)を超える被害があった場合に共済金が支払われます。

※確定申告の税務帳簿を用いて全相殺方式に加入することができます。

下記書類の提出が必要です

(ア) 収支内訳書(農業所得用)の写し

(イ) 農産物の収穫に関する事項を記帳した帳簿(農産物を収穫したときに、その年月日、農産物の種類、数量等を記載し、又は記録した帳簿をいう。)の写し

(ウ) 販売金額等の品目別内訳書

● 地域インデックス方式

農林水産省より公表される農林水産統計を用いて、当年産の統計単収の減収量が基準統計単収※2の1割～4割(支払開始割合)を超える被害があった場合に共済金が支払われます。

※2 基準統計単収：過去の統計単収を基礎として算出(過去5ヵ年のうち中庸な3年を用いて算出)